


名 称	能美市住環境美化推進事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	町会又は町内会が、快適で住み良い生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために行う住環境美化推進事業に係る補助金に関し必要な事項を定めるもの
<p>(交付基準)</p> <p>次の各号に定める美化活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ集積場の管理（ごみ集積場の清掃） 2. リサイクルの推進事業（再資源化の促進事業、ステーションの清掃等） 3. 害虫の共同防除事業（アメリカシロヒトリなどの害虫に対する薬剤散布） 4. 道路、生活排水路等の清掃事業（生活排水路を維持するための浚渫活動） 5. 環境美化推進事業（推進員による活動） <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金の額は、市の予算の範囲内において市長が定める。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎 2 階）で担当する。</p>	
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい	
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1160</p>	<p>【QRコード】</p> 

※平成17年2月1日から施行